

## 議案第34号

### 文化財の県指定について

#### 1 提案理由

令和7年2月に、石川県文化財保護審議会から文化財の県指定について答申があり、同年11月に大聖寺捕鴨猟区協同組合から、保護団体となることが承認されたため。

#### 2 指定する文化財

##### ・坂網猟の用具及び関係資料（追加指定・名称変更）

- |           |                            |
|-----------|----------------------------|
| (1) 種 別   | 有形民俗文化財                    |
| (2) 名 称   | 坂網猟の用具及び関係資料               |
| (3) 品 数   | 38点                        |
| (4) 所 在 地 | 加賀市片野町子2-1<br>加賀市片野鴨池観察館ほか |
| (5) 所 有 者 | 加賀市                        |

##### ・片野鴨池の坂網猟

- |           |             |
|-----------|-------------|
| (1) 種 別   | 無形民俗文化財     |
| (2) 名 称   | 片野鴨池の坂網猟    |
| (3) 所 在 地 | 加賀市片野町      |
| (4) 保護団体  | 大聖寺捕鴨猟区協同組合 |

#### 3 指定日

告示日

さかあみりょう

## 坂網猟の用具及び関係資料（追加指定・名称変更）

- |          |   |
|----------|---|
| 1 種別     | 有形民俗文化財   |
| 2 名称及び員数 | 変更前 坂網猟法と用具 一組<br>変更後 坂網猟の用具及び関係資料<br>38点   |
| 3 所在地    | 加賀市片野町子2-1<br>加賀市片野鴨池観察館ほか  |
| 4 所有者    | 加賀市   |
| 5 年代     | (用具) 昭和前半<br>(関係資料) 明治～昭和前半   |
| 6 指定理由   | 加賀市の片野鴨池で行われている古式の鴨猟である坂網猟で使用された用具及び坂網猟の来歴等を記した明治期の文献、明治から昭和前期の行政への申請や土地の借用の文書等であり、地域の生業等を理解する上で貴重な資料。<br>(詳細は次ページのとおり) |

## 指定理由

坂網猟は加賀市北部の丘陵地にある片野鴨池で行われている古式の鴨猟である。片野鴨池は国内有数の水鳥の渡来地であり、越冬のために飛來した鴨類は夕方に採餌のために池を飛び立ち、早朝に戻ってくる生態を示すが、猟師が池周囲の小高い丘陵上にあって坂場と呼ぶ猟場に待機し、飛んで来る鴨を狙つて自身が製作した坂網と呼ぶ柄の付いた枠網を投げ上げて捕獲するものであり、伝統的な狩猟技術として重要である。

記録によれば、坂網猟の歴史は江戸時代まで遡り、大聖寺藩の藩士の鍛錬として奨励され、猟場も藩で管理されていたという。明治に入り藩が廃されると、江沼郡捕鴨組合が創立され、規約や維持方法が定められ、猟師は組合員として猟を行うようになり、戦後の大聖寺捕鴨猟区協同組合への改組等を経て現在に至る。

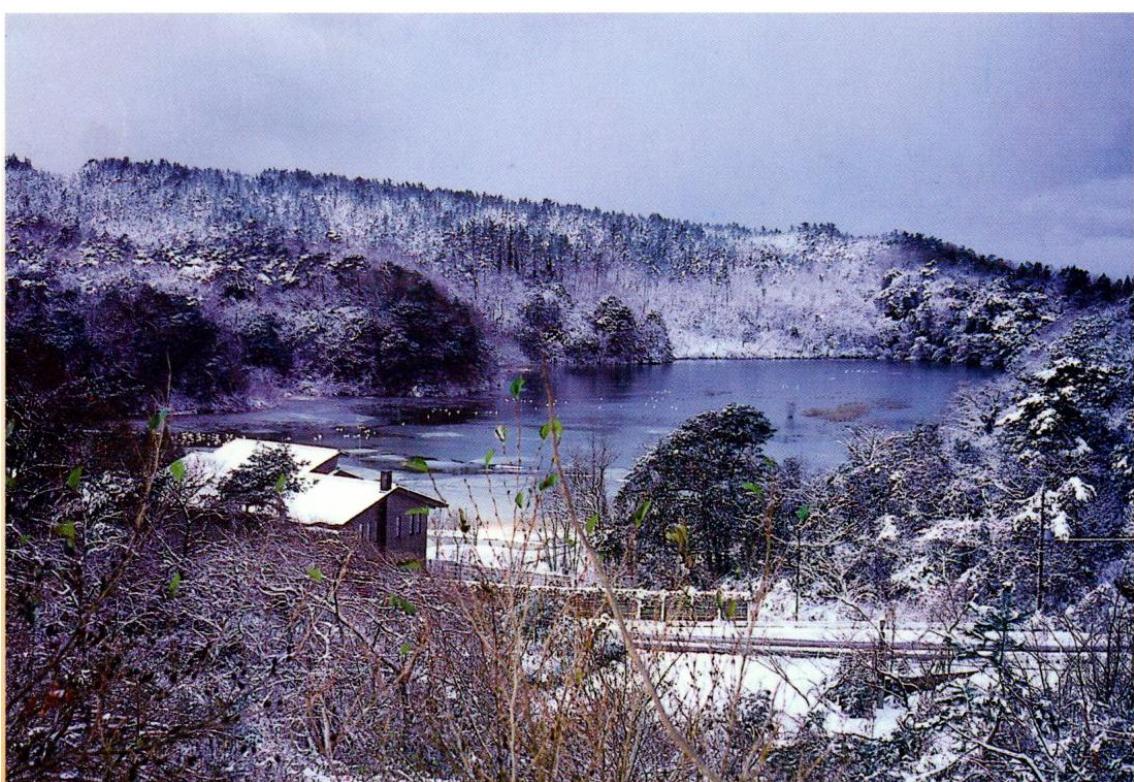
坂網猟の用具は、長さ約3.7m・幅約1.6mの大きさで、逆三角形の竹の網枠、絹糸の網、草檜の柄が組み合わさる捕獲網、網を枠に取り付ける竹皮に漆塗りの部品、装束として暗色の上着と頭巾が保存されている。

今回、これら用具には他に、猟場をくじ引きで決める際に使用された入札箱、くじに捺された猟場名の判子をおさめた印箱が存在しており、さらに、坂網猟の来歴や伝承を記した明治期の文献、明治から戦後にかけての行政への申請や土地の借用の文書が、坂網猟を後世に伝える関係資料として貴重であり、一体的に保存する必要があることから、追加して指定し、名称を「坂網猟の用具及び関係資料」と改める。

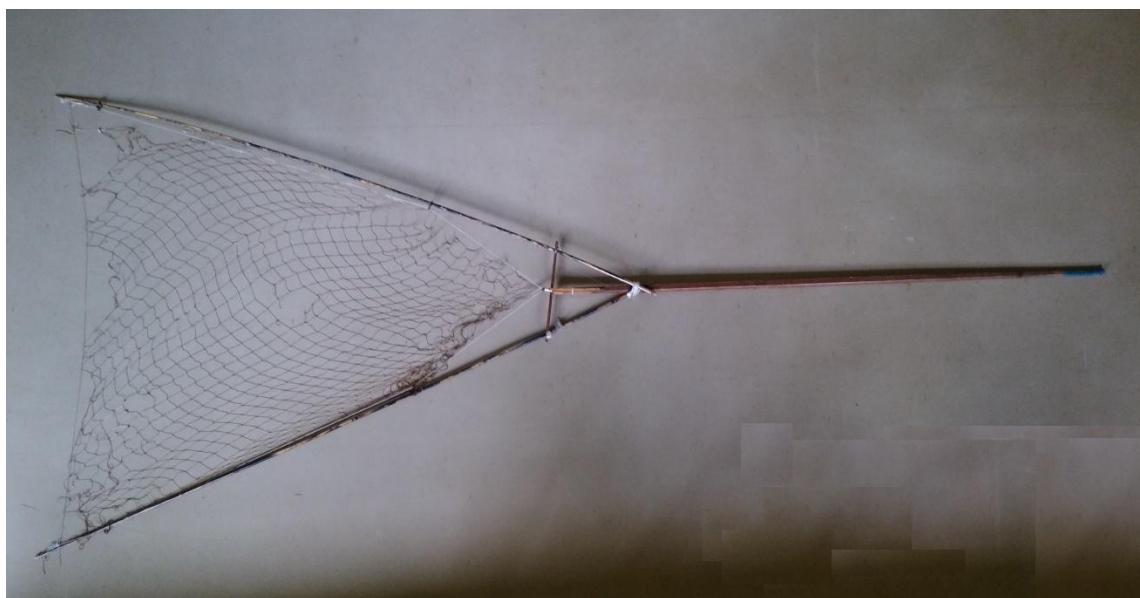
これらの用具及び関係資料は、地域の生産、生業を理解する上で欠くことができない資料として貴重であり、有形民俗文化財に指定し、その保存を図るものである。



文化財の位置



片野鴨池



捕獲網



裝束 (頭巾)

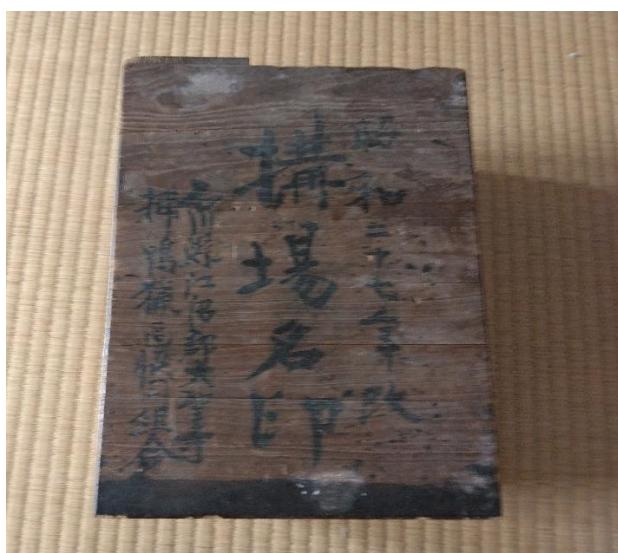


裝束 (上着)

<追加>



入札箱



印箱

<追加>

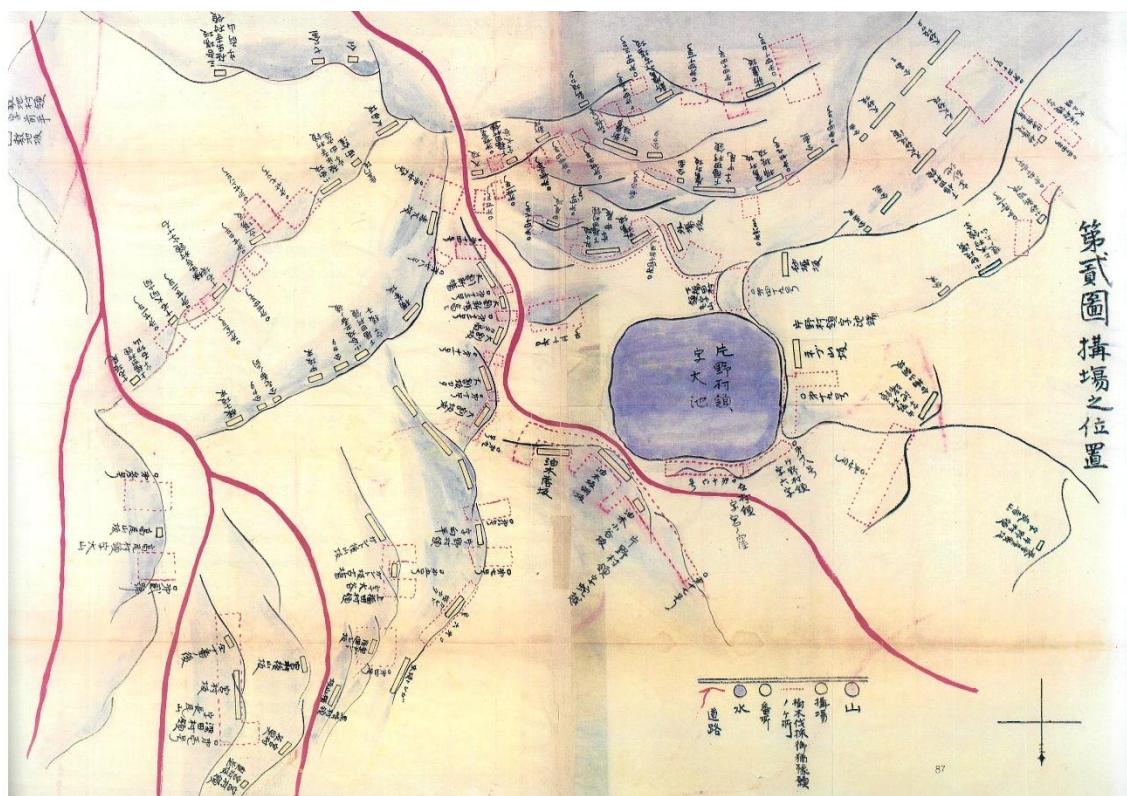


関係資料 1 加賀國江沼郡捕鴨沿革略



関係資料 2 旧江沼郡捕鴨獵組合文書

〈追加〉



(付図「構場之位置」)

かたのかもいけ さかあみりよう  
片野鴨池の坂網獵

- |        |  |
|--------|--|
| 1 種別   | 無形民俗文化財  |
| 2 名称   | 片野鴨池の坂網獵   |
| 3 所在地  | 加賀市片野町   |
| 4 保護団体 | 大聖寺捕鴨獵区協同組合  |
| 5 実施時期 | 毎年11月～2月（管理行為は通年）  |
| 6 指定理由 | 加賀市の片野鴨池で、池周辺の地形を利用し、夕方に池を飛び立ち早朝に戻ってくる鴨を、坂網と呼ばれる伝統的な形態・製法による柄の付いた網を投げ上げて捕獲する古式の獵法であり、民俗学的に貴重。<br>(詳細は次ページのとおり) |

## 指定理由

坂網猟は加賀市北部の丘陵地にある片野鴨池で行われている伝統的な鴨猟である。記録によれば、坂網猟の歴史は江戸時代まで遡り、大聖寺藩の藩士の鍛錬として奨励され、猟場も藩で管理されていたという。明治に入り藩が廃されると、江沼郡捕鴨組合が創立され、規約や維持方法が定められ、猟師が組合員として猟を行うようになり、戦後の大聖寺捕鴨猟区協同組合への改組等を経て現在に至っている。

片野鴨池は国内有数の水鳥の渡来地であり、越冬のために飛來した鴨類は夕方に採餌のために池を飛び立ち、早朝に戻ってくる生態を示す。坂網猟の猟師は池周囲の小高い丘陵上を坂場と呼び猟場とし、各自がくじで割り振られた構場に坂網と呼ぶ柄の付いた逆三角形の枠網を構えて待機し、鴨が上空を通過するのを狙って高く投げ上げて捕獲する。捕獲網は基本的に猟師が製作し、その大きさは最大のもので長さ4m、幅2m近くを測り、鴨が網にかかると、網が枠を滑るように移動する仕組みで、網に覆われた鴨は地上に落ちてほぼ無傷で捕獲されるものである。

保護団体である大聖寺捕鴨猟区協同組合は長年にわたりその技術を継承するとともに、猟場を管理し、捕鴨を調整することにより坂網猟法を保存するとともに鳥類の保護も図っている。

以上のように、片野鴨池の坂網猟は、鴨の生態を熟知した猟師が、池周辺の地形を利用し、伝統的な形態・製法による捕獲網を使用して行われる。類似する猟法は存続するものが全国的にも少ない中で、古式の様相をよくとどめて継承され、地域の食文化を支える存在でもあり、民俗学的に貴重であることから無形民俗文化財に指定し、その保存を図るものである。



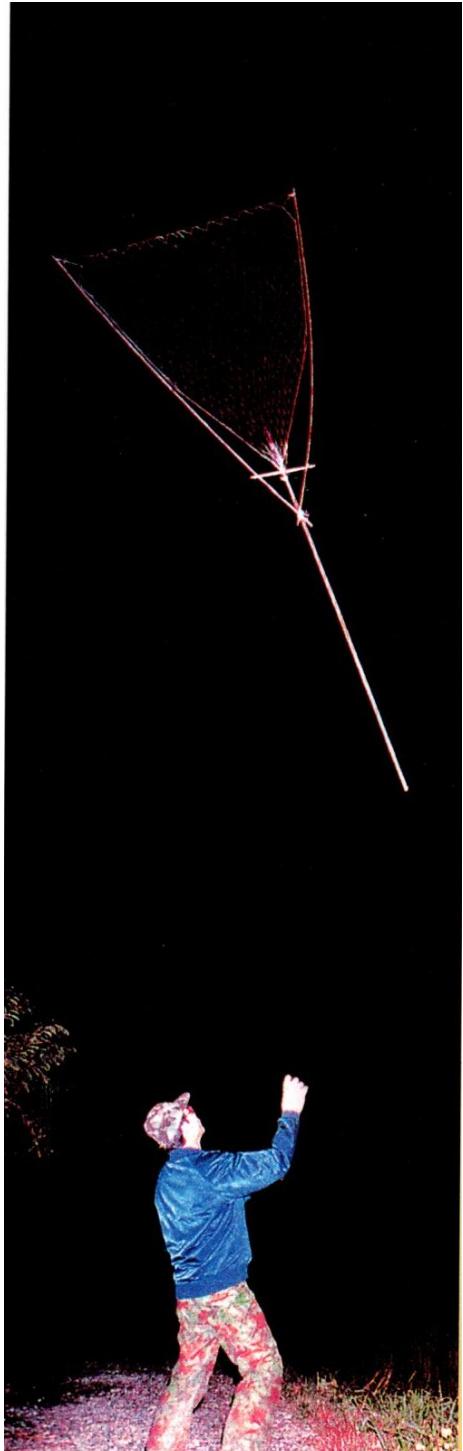
文化財の位置



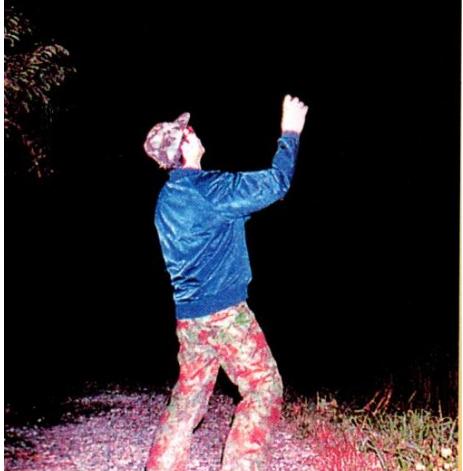
片野鴨池



1 構え



2 狙い



3 投げ上げ

坂網獵の所作（加賀市片野鴨池坂網獵保存会『片野鴨池と坂網獵』2001年より）